

# インボイス制度への対応について

令和5年10月1日から消費税の仕入れ税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が開始されます。

制度開始に伴い、本組合では、次のとおり適格請求書発行事業者（インボイス事業者）の登録を行いました。

登録事業者名：館林衛生施設組合

登録番号：T1000020108391

なお、インボイスの発行は各担当係となりますので、お問合せは各取引の担当係までお願いいたします。

## 【各担当係 連絡先】

館林環境センター(総務課総務係・施設課衛生施設係)：0276-72-1624

たてばやしクリーンセンター(施設課環境施設係)：0276-56-4453